

後期高齢者医療制度 保険料・被保険者証について

被保険者証の更新

令和4年10月1日から、75歳以上の人が医療機関などで支払う一部負担金の割合に「2割」が追加されるため、今年度は被保険者全員に被保険者証を2回送付します。

8月1日から使用できる被保険者証(紫色・有効期限令和4年9月30日)は7月中旬に送付します。

10月1日から使用できる被保険者証(青色・有効期限令和5年7月31日)は9月中旬に送付します。

一部負担金の割合

医療機関などで支払う一部負担金の割合は、所得区分に応じて決まります。詳しくは被保険者証に同封される資料を確認してください。

☎ 固地域医療連携課 21・0258

保険料の納付方法

保険料は年金からの天引きとなります(特別徴収)。ただし、特別徴収の事由に該当しない人や年度

の途中で後期高齢者医療制度に入した人、他の市町村から転入した人は、納付書や口座振替で納付となります(普通徴収)。

保険料の決まり方

負担する保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となり、次の計算式により算出されます。

均等割額などは2年ごとに見直されており、令和4年度は次のとおりです。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額 (賦課のもとなる所得金額)} \\ \hline \times \\ \hline \text{所得割率 (9.50\%)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額 (4万7500円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1人当たりの年間保険料額 (限度額 66万円)} \\ \hline \end{array}$$

※ 保険料は年度(4月から3月までの12カ月)で計算し、年度の途中で加入した場合は加入月から計算します。なお、1人当たりの保険料は、100円未満を切り捨てます。
 ※ 「賦課のもとなる所得金額」とは、前年の総所得金額などから基礎控除額(合計所得金額が2400万円以下の場合には43万円)を控除した額です。

均等割額軽減の見直しについて

世帯の所得状況に応じて均等割額が軽減されています。令和4年度は左表のとおりです。

対象者の所得要件(世帯主およびその世帯の被保険者の総所得金額などの合計が下記の金額以下の世帯)	均等割の軽減割合
	R4年度
43万円+(給与所得者などの数-1)×10万円	7割
43万円+(給与所得者などの数-1)×10万円+28.5万円×(被保険者数)	5割
43万円+(給与所得者などの数-1)×10万円+52万円×(被保険者数)	2割

※ 「給与所得者など」とは、一定の給与所得者と公的年金などの所得がある人です。

国民健康保険被保険者証が新しくなります

現在お持ちの国民健康被保険者証の有効期限は令和4年7月31日(日)までです。

7月中旬に新しい国民健康被保険者証(桃色)を世帯主へ郵送します(国民健康保険税の納付状況によっては納税相談後、市役所で直接交付します)。届いた被保険者証の記載事項を確認の上、8月1日以降は新しい被保険者証を医療機関の窓口に提示してください。(有効期限の過ぎた被保険者証は返却するか、ご自身でハサミなどで切断し破棄してください)

令和4年8月1日から令和5年7月31日までに75歳になる人は有効期限が異なります。

なお、社会保険などに加入したときは、国民健康保険の資格を喪失する手続きを早急に行ってください。手続きは市民課、各地域局、各地域市民センター、または成羽地域各連絡所で受け付けます。

☎ 市民課 21・0252

短歌

我が姿た腰は曲るしヨチヨチと二度の幼稚になりけり

川上艶子さん(津川町今津)